

京都市告示第 49 号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第48条の規定により、令和6年3月31日付けで確認を辞退した特定地域型保育事業所について、法第53条第2号の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月4日

京都市長 松井 孝治

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	特定地域型保育事業の種類
学校法人 洛東学園	清水台幼稚園 小規模保育つぼみ	京都市山科区勧修寺丸山町 1-126	小規模保育 事業A型
社会福祉法人 きらら福祉会	一乗寺保育園のいちご保育室	京都市左京区高野泉町 71-2 パレモデリア 1階	小規模保育 事業A型
京滋ヤクルト 販売株式会社	ヤクルトきっずすく〜るマムズ	伏見区中島鳥羽離宮町 21	小規模保育 事業B型

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)